

社会保障・個人番号（マイナンバー）制度がはじまります

【マイナンバーとは？】

マイナンバー（個人番号）は住民票を有する全ての方に一人一人異なる12桁の番号を付して、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会生活を実現する社会基盤です。（図1：マイナンバーによって期待される効果）

【自分のマイナンバーはいつ分かるの？何か配布されるの？】

平成27年10月以降マイナンバーが記載された通知カードが世帯ごとに簡易書留で送付されます。簡易書留には以下のものが入っています。

- ・通知カード
- ・個人番号カードの申請書と返信用封筒
- ・マイナンバーについての説明書類

マイナンバーは一生使うものです。通知カードはなくさないように大切に保管してください。マイナンバーが漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーが変更されることはありません。

また平成28年1月以降に個人番号カードが申請により交付されます。個人番号カードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写が表示されます。個人番号カードは本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに登載された電子証明書を用いて、e-Tax（国税電子報告・納税システム）などが行えます。ICチップには、券面に書かれている情報や電子証明書が記録されますが、所得の情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。そのため、個人番号カードから全ての個人情報が分かってしまうことはありません。

（図2：通知カード・個人番号カード）

【個人番号カードはどうやって申請するの？】

平成27年10月から申請が開始されます。申請する方法は〔図3〕のとおりです。（図3：申請方法）

【個人番号カードはいつもらえるの？】

平成28年1月以降に交付されます。（図4：交付）

個人番号カードは住基カードと重複所持することができません。住基カードをお持ちの方は申請または交付の際に返納してください。

個人番号カードはマイナンバーを証明するなど大切なカードですので、申請および交付の際は厳格な手続となります。ご理解・ご協力をお願いします。

問 町民生活課 ☎72-6933

図1 <マイナンバーによって期待される効果>

